(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
由利本荘市岩城勝手字烏ヶ森二五番五〇から同市岩城勝手字中島二番まで	前	一三・四メートル～六〇・四メートル	〇・五二キロメートル
	後	一三・四メートル～二六・九メートル	〇・五二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月四日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	釜石市唐丹町字上荒川八九番五から同市唐丹町字上荒川八九番三まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月四日

○関東地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月四日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	横浜市西区戸部本町五一番二から同市西区戸部本町五一番三まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月四日

○関東地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月四日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県諏訪郡富士見町富士見字御射山神戸一九二一番六から同町富士見字御射山神戸一〇二三七番まで	前	一〇・一〇～一一・九メートル	〇・一六キロメートル
	後	一〇・九～一五・七メートル	〇・一六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月四日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	湖南市正福寺字榎一四一九番一から同市正福寺字中ノ間一六一八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月五日

○九州地方整備局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月四日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　長崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　大村都市計画道路事業三・四・十九号池田沖田線（竹松工区）

三　事業施行期間　自平成二十三年二月四日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　長崎県大村市鬼橋町、竹松町及び沖田町地内

使用の部分　長崎県大村市沖田町地内

○九州地方整備局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月四日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　長崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年九州地方整備局告示第百二十六号大村都市計画道路事業三・四・十九号池田沖田線（小路口工区）

三　事業施行期間　自平成二十年十月三十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十年九州地方整備局告示第百二十六号の事業地のうち長崎県大村市鬼橋町地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月四日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
熊本市近見七丁目二二七〇番一から宇土市城塚町字厳福寺一六四番一まで	前 BA	一〇・〇〇～一二・七メートル	一三・八五〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 BA	一〇・〇〇～一三・七メートル	一三・八五〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月四日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
由布市湯布院町川西字七ツエ四一七番三から同市湯布院町川西字七ツエ四四〇番七まで	前	一〇・〇～三五・六メートル	〇・二五一キロメートル
	後	一〇・六～五三・〇メートル	〇・二三五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所